【規程番号　行法Ｖ－011】

無期雇用契約職員の再雇用に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、定年により退職する無期雇用契約職員の再雇用に関する取扱いについて定めるものとする。

（再雇用の対象者）

第２条　学校法人行吉学園（以下「学園」という。）は、学校法人行吉学園契約職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 38 条の規定に基づき、定年により学園を退職する者であって、再雇用を希望する者（以下「再雇用希望者」という。）について、65 歳に達した日以後最初に到来する３月 31 日を限度に１年間の有期労働契約によって再雇用する。

（身　分）

第３条　再雇用された者（以下「再雇用者」という。）の身分は、契約職員とする。

（再雇用の希望の聴取等）

第４条　学園は、定年退職日の６ヶ月前までに、再雇用の希望の有無を聴取する。

（再雇用申請手続）

第５条　再雇用希望者は、定年退職日の３ヶ月前までに、所定の様式を理事長に提出する。

２　学園は、申請書類を受理した後、再雇用の可否を定年退職の２ヶ月前までに再雇用希望者へ通知する。

３　前項の通知において再雇用する旨の回答を行った場合であって、通知した時点から定年退職日までの間に、再雇用希望者が就業規則第 23 条（解雇）または第 32 条（懲戒）の規定に該当することが認められた場合、学園は当該通知による回答を撤回し、当該再雇用希望者を再雇用しないことができるものとする。

４　前項に基づき再雇用希望者を再雇用しないこととした場合、学園は速やかにその旨を当該再雇用希望者へ通知する。

（雇用契約の更新）

第６条　再雇用者が契約の更新を希望する場合は、第２条に定める上限年齢に達するまでの間、雇用契約を１年間更新するものとする。

２　前項の契約更新については、契約期間の満了日の１ヶ月前までに再雇用者に通知する。

３　前項の通知において更新する旨の回答を行った場合であって、当該通知を発した時点から雇用契約の終期までの間に再雇用者が次条に掲げる基準を満たさなくなったものと学園が認めた場合の取扱いは、第５条第３項および第４項に準ずるものとする。

（契約更新にかかる基準）

第７条　再雇用期間中における雇用契約の更新にかかる基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 引き続き働く意欲のあるとき。

(2) 心身ともに健康で直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないと認められるとき。

(3) 再雇用期間中に就業規則に定める懲戒処分を受けていないとき。

2　前項にかかわらず、次の各号に該当する事由がある場合には、再雇用者の契約を更新しないことがある。

（1）学生数の減少等、学園の運営上やむを得ないとき。

（2）再雇用者の従事する業務が終了もしくは中止となったとき。

（就業時間・休日）

第８条　再雇用者の１日の勤務時間および１週の休日数は、業務上の必要性と本人の希望を勘案して学園が決定する。

（年次有給休暇）

第９条　年次有給休暇の勤続年数の算定は、契約職員として雇用を開始したときから通算する。

（休職制度）

第10条　再雇用者には休職制度を適用しない。

（給与）

第11条　再雇用者の給与は、原則として一定率（８割）を乗じて調整するものとし、次の事項等を勘案して個別に決定する。

（1）業務の内容、責任の程度

（2）１ヶ月の勤務時間数

（賞与）

第12条　再雇用者の賞与は、個別に取り決めることとする。

（その他の就業条件）

第13条　再雇用者のその他の就業条件は就業規則に準ずる。

附　則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。